

鳥取県告示第512号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関からその住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成21年8月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定構造計算適合性判定機関の名称

株式会社建築構造センター

2 変更した事項

指定構造計算適合性判定機関の住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更前 東京都新宿区新宿五丁目11-4

変更後 東京都新宿区新宿二丁目1-2

3 変更年月日

平成21年8月1日